

経済産業省における外部の労働者からの公益通報の処理手続に関する訓令の主な改正内容

1. 通報への適切な対応の確保

・ 通報者や通報受付範囲の拡大（第3条）

※改正前は、通報者は労働者に限られ、通報受付範囲は別表に列挙された特定の法律の違反行為等の範囲に限られていたが、労働者以外の通報や、政令列挙以外の法律の違反行為等に関する通報も受け付けるよう改正。

・ 公益通報以外の通報の取扱いの適正化（第3条、第8条、第11条等）

※改正ガイドラインにおいて、公益通報の要件を満たさない場合であっても「公益通報に準ずる通報」として取扱い適当な措置をとるものとされたことから記載を整理。

・ 「真実相当性の要件」の明確化（第4条）

・ 調査方法等の適正性の確保（第5条、第6条、第14条）

2. 通報対応状況の透明性の向上

・ 通報対応状況に関する通報者へのフィードバックの強化（第9条、第10条、第13条、第15条、第16条）

・ 意見・苦情等への迅速・適切な対応（第19条）

3. 通報者保護の徹底

・ 通報に係る秘密保持及び個人情報の漏えい等の防止の徹底（第5条、第6条、第12条、第15条）

・ 匿名通報の取扱いの適正化（第4条）

・ 通報者に対するフォローアップの強化（第17条）

等